

令和3年度福岡県農薬指導士更新研修実施要領

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課

令和3年度福岡県農薬指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を次のとおり実施する。

第1 実施日時及び実施場所

1 日 時

令和3年11月17日（水）、18日（木）

① 10:00～11:00（※受付時間 9:30～）

② 13:00～14:00（※受付時間 12:30～）

③ 15:30～16:30（※受付時間 15:00～）

※上記日時のいずれかを受講すること。

※受付締切時間は研修開始後10分までとし、受付時間内に受付できなかった場合、更新研修は受講できない。

2 場 所

福岡県庁3階 講堂（福岡市博多区東公園7番7号）

※地下外来駐車場は台数に制限があるため、できる限り公共交通機関で来庁ください。身体障がい者用駐車場は、県庁バス通り（北西）側地上（屋外）にあります。

第2 更新研修受講対象者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

- 1 認定期間が令和4年3月31日（認定上の表記は、平成34年3月31日）までの農薬指導士で、認定の継続を希望する者。
- 2 農薬指導士の認定期間が令和3年3月31日で満了した者で、農薬指導士の再認定を希望する者。

第3 更新研修の内容

更新研修は、次の研修科目及び時間で行う。

研修科目	時間
1 関係法令に関すること	10分
2 農薬の安全使用・危害防止対策等に関すること	25分
3 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関すること	25分
計	60分

第4 更新研修の受講手続等

1 受付期間について

受講申込の受付期間は、令和3年10月8日（金）から10月29日（金）17時まで（必着）とする。

2 受講申込の方法

次のうち、いずれかの方法で申し込んでください。

インターネットを利用されている方は、福岡県のホームページから手続ができますので、できるだけインターネットによる申込をしてください。

（1）インターネットで申し込む場合

手続きは、福岡県のホームページのトップページ「目的から探す」内、「電子申請」を選択して、「福岡県電子申請」のページで行ってください。

① 「福岡県電子申請」の組織別検索で農林水産部の食の安全・地産地消課を選択し、「令和3年度福岡県農薬指導士更新研修 受講申込」内、「電子申請（画面入力）」から申込データの入力・送信を行ってください。

② 「申請到達通知」が返信され、到達番号が表示されます。番号を控えてください。

※申込みは受付期間中に正常に到達したのもののみ受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

（2）持参又は郵送で申し込む場合

① 研修の受講を希望するものは、福岡県農薬指導士更新研修受講申請書（別記様式第2号）に必要事項を記入の上、下記に郵送または持参すること。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時です（土曜・日曜を除く）

※郵送の場合は、10月29日（金）までの消印のあるものを受け付けます。

※「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないこと。

※更新手数料は、必要としません。

【郵送、持参】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係
(県庁南棟5階)

電話：092-643-3571（直通）

FAX：092-643-3573

3 誓約書の提出

(1) 福岡県暴力団排除条例に係る誓約書に記入および押印し、当日必ず持参すること。

4 認定証の更新について

(1) 福岡県農薬指導士認定証（以下「認定証」という。）は、当日必ず持参すること。

(2) 認定証を紛失した場合は、福岡県農薬指導士認定証再交付願（別記様式第4号）、認定証の記載事項に変更がある場合は福岡県農薬指導士変更届（別記様式第8号）に記入し、当日持参すること。

5 認定カードの更新・交付について

(1) 福岡県農薬指導士認定カード（以下「認定カード」）の交付を受けている者は、記載内容の更新を行うため、認定カードを当日持参すること。

(2) 認定カードを紛失した者は、福岡県農薬指導士認定カード再交付願（別記様式第7号）、認定カードの記載事項に変更がある者は福岡県農薬指導士変更届（別記様式第8号）に記入し、当日持参すること。

(3) 認定カードの更新、再交付、変更を希望する者は、顔写真（上半身、無帽、正面、無背景で6ヶ月以内に撮影された縦30mm×横24mm。裏に氏名を記入。）を1枚当日必ず持参すること。

6 認定証・認定カードの再交付、記載事項の変更等に必要な様式の入手方法について

(1) 4、5の手続きに必要な「福岡県農薬指導士認定証再交付願」、「福岡県農薬指導士変更届」、および「福岡県農薬指導士認定カード再交付願」の様式は下記HPに掲載しているため、事前記入の上、当日持参すること。

「令和3年度福岡県農薬指導士更新研修を開催します」

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/noyakushidoshi-renew.html>)

第5 認定期間

1 認定期間が満了する年度に所定の更新研修を修了した者は、認定期間満了日の翌日から3年間認定期間を更新する。

2 認定期間が満了して1年以内に所定の更新研修を修了した者には、更新研修を修了した日から2年を経過した年度の3月31日までの期間認定する。

第6 認定証、認定カードの交付

1 県は、所定の更新研修を修了した者に対し、既に交付済みの認定証にその旨記載する。

- 2 認定証および認定カードの再交付および変更を希望するもので、第4の5または6に基づき各種様式を当日提出した者に対しては、研修終了後に後日新たな認定証および認定カードを送付する。

第7 個人情報

県が保有する福岡県農薬指導士の個人情報は、当該事業の実施に必要な場合以外には利用しない。

第8 その他

更新申請書を提出後に受講日の変更を行う場合は速やかに連絡すること。